

機器を使用しているときの管理者の責務



- 管理者の機器管理に係る「判断の基準」において、以下の遵守が求められている。

2019年改正点 2022年改正点

平常時の対応

① 適切な場所への設置等

- ・機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置・設置する環境の維持保全。

② 機器の点検

- ・管理者は、保有する機器の点検をする必要がある。

点検の種類	機器の種類		点検頻度
簡易点検	すべての機器		3か月に1回以上※
定期点検	冷凍冷蔵機器	定格出力 7.5kW以上	1年に1回以上
	エアコン ディショ ナー	定格出力 50kW以上	
		定格出力 7.5kW以上 50kW未満	3年に1回以上

※常時監視システムを用いた措置を行う場合を除く

漏えい発見時の対応

③ 漏えい防止措置、修理しないままの充填の原則禁止

- ・冷媒漏えいが確認された場合、修理なしでのフロン類の充填は、原則禁止。可能な限り速やかに漏えい箇所の特定・必要な措置を実施する必要がある。

④ 点検等の記録の保存等

- ・点検整備記録簿は、機器を廃棄するためのフロン類の引渡しが完了した日から3年間保存すること。
- ・機器整備の際に、整備業者等の求めに応じて当該記録を開示すること。